

11月1日現在の
会員数 336

猪名川町商工会

第138号:2012/11/14
発行責任者 安井 一弘

日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付 1.45%~4%
(第三者保証人不要分)
マル経貸付 1.75%
(H24.10.1現在)

B-net 10 October

IT情報誌

一日公庫(金融相談会)のご案内

日時 11月14日(水)
10時30分~14時
場所 猪名川町商工会館2階

当日は日本政策金融公庫の審査を受けていただくために、申告書・決算書など営業内容のわかる書類をご持参いただく必要がございます。

また混雑をさけるため予約制と致しております。相談ご希望の方は、商工会までお申し込み下さい。

一日公庫では、各種事業資金として、長期・固定・低利の「国の事業ローン」のご相談を致します。

融資限度額 4800万円
利率/年 1.45%~4%
返済期間 運転5年 設備10年以内
※第三者の方の保証や担保(不動産等)の提供を不要とする融資をご希望の方に対しては「第三者保証人等を不要とする融資」の取扱いもあります。

猪名川町経営者大学の開催

5回コースで実施している猪名川町経営者大学の4回目を11月12日に開催します。

今回は地域戦略の実践事例として、焼き鳥店を経営する早崎哲生氏に体験談を交えながらわかりやすく講義して頂きます。是非ともご参加下さい。詳細は同封の案内をご覧ください。

- 日時: 11月12日(月)
講演会: 19時~20時30分
交流会: 20時30分~21時30分
(軽食をご用意いたします)
- 場所: 猪名川町商工会館 2F
- 受講費: 会員500円

本年も、ゆるキャラグランプリが開催されています。町のマスコットキャラクターいなぼうも登録されています。猪名川町をPRできる絶好の機会ですので、上位入選をめざして、皆さんも是非とも投票下さい。投票は11/16締切でPC・携帯などから投票可能です(初回のみ投票者登録が必要。<http://www.yurugp.jp/index.php>にアクセスして1日一回毎日の投票をお願いします。

労働者派遣法の一部改正 10/1より

労働者派遣法が一部改正されています。今回特に派遣先としての立場で注意する改正点としては、離職後1年以内の労働者派遣の禁止の項目です。法律では派遣元事業主は離職した労働者を離職後1年以内に離職前事業者へ派遣労働者として派遣することが禁止されました。また派遣先は離職した自社労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることが禁止されました。対象となる労働者は、正社員に限定されず、非正規労働者も含まれます。禁止対象から除外される派遣労働者は、60歳以上の定年退職者でこの「定年退職者」には、継続雇用後に離職した者や継続雇用中の者も含まれます。

もともとこの離職労働者の派遣受入規制は、労働力の需要があるのに離職させて、派遣労働者として労働条件を低く設定して元の職場で就労させることの規制をはかるものです。

その他、改正内容等詳しくは、厚生労働省のHPに記載がされていますのでご覧ください。

従業員の退職金の確保は国の中小企業退職金共済制度で!

- 安全 国の制度で安心・確実 掛け金の一部が助成されます
 - 有利 掛金は損金として全額非課税 掛金以外の諸経費はかかりません
 - 簡単 管理がらくな社外積立 退職金額・納付状況も報告
- パートさんも加入できます。詳細は猪名川町商工会まで。

健康診断事業のお知らせ

10月24日は、健康診断事業の実施日です。健康診断を申込された事業所には書類を近日発送しますので、指定してされた時間に商工会館で受診下さい。